

## 生物ごとの特定飼養等施設の基準の細目等の案

1. *Pycnonotus cafer* (シリアカヒヨドリ)、*Garrulax cineraceus* (ヒゲガビチョウ)

## イ 特定飼養等施設の基準の細目

おり型施設等又は移動用施設のいずれかであること。

## ロ 飼養等の許可の有効期間

五年間

## ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間

輸入、譲受け、引受け、繁殖、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡し、死亡、殺処分その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から三十日以内に識別措置に係る情報と併せて環境大臣に届け出ること。ただし、展示を目的とした飼養等をするものであって、次に掲げることを条件として付する場合は、この限りでない。

(1) 飼養等に係る特定外来生物について次に掲げる情報を記載した台帳を備え付け、五年間保管するとともに、環境省職員の求めがあったときはこれを閲覧させること。

(i) 個体ごとの飼養等の開始年月日及び開始の事由並びに終了年月日及び終了の事由

(ii) 飼養等をした個体の識別措置の内容(現に実施している識別措置の内容が、飼養等の開始前に付されていた識別措置と異なる内容である場合は、開始前の内容と開始後の内容の対照関係について明らかであること。)

(iii) 個体の譲渡し等を行った場合は、個体ごとに記載した譲渡し等の相手方の氏名又は名称及び飼養等の許可番号

(2) 飼養等の許可を受けた日から一年ごとに、毎年、その許可を受けた日の属する月の翌月末までに、当該一年間に飼養等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出すること。

(i) 特定外来生物の種類

(ii) 一年間に飼養等をした個体の総数量、増減した数量及び現存量

(iii) 数量の増減に係る個体についての条件である(1)(i)から(iii)までに掲げる事項

## ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法

個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

(1) 輸入、飼養等の許可を受けた者その他の者からの譲受け若しくは引受け又は捕獲の際、当該個体について、既にマイクロチップ(国際標準化機構が定めた規格一一七八四号又は一一七八五号に適合しないものに限る。以下この(1)において同じ。)が埋め込まれている場合であって、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政

機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

- (2) 個体の脚部に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則様式第五の二に規定する規格に準じる脚環を装着し、当該脚環の識別番号を証する書類及び装着状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

ホ 特定外来生物の取扱方法

特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であって、その間、複数の取扱者の立会いの下、外部の出入口を閉め切った室内において実施すること等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。

2. ガー科全種、ガー科に属する種がガー科に属する他の種と交雑することにより生じた生物

イ 特定飼養等施設の基準の細目

移動用施設又は水槽型施設等のいずれかであること。

ロ 飼養等の許可の有効期間

三年間

ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間

輸入、譲受け、引受け、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から三十日以内に識別措置に係る情報と併せて環境大臣に届け出ること。

ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法

個体又は個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識の装着又は掲出をし、かつ、当該措置の状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

ホ 特定外来生物の取扱方法

特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であって、その間、複数の取扱者の立会いの下、十分な強度を有する網に入れること等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。

3. *Aromia bungii* (クビアカツヤカミキリ)、*Neolucanus angulatus* (アングラートゥスマルバネクワガタ)、*Neolucanus baladeva* (バラデバマルバネクワガタ)、*Neolucanus giganteus* (ギガンテウスマルバネクワガタ)、*Neolucanus katsuraorum* (カツラマルバネクワガタ)、*Neolucanus maedai* (マエダマルバネクワガタ)、*Neolucanus maximus* (マキシムスマルバネクワガタ)、*Neolucanus perarmatus* (ペラルマトゥスマルバネクワガタ)、*Neolucanus saundersii* (サンダースマルバネクワガタ)、*Neolucanus tanakai* (タナカマルバネクワガタ)、*Neolucanus waterhousei* (ウォーターハウスマルバネクワガタ)

イ 特定飼養等施設の基準の細目

移動用施設(施錠設備がないものを含む。)又は水槽型施設等(施錠設備がないものを含む。)のいずれかであること。

ロ 飼養等の許可の有効期間

三年間

ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間

輸入、譲受け、引受け、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。

ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法

個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

ホ 特定外来生物の取扱方法

特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であって、その間、複数の取扱者の立会いの下、外部への出入り口を閉め切った室内において実施する等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。

4. *Hestina assimilis* (アカボシゴマダラ) のうち *Hestina assimilis shirakii* (アカボシゴマダラ奄美亜種) 以外のもの

イ 特定飼養等施設の基準の細目

おり型施設等(施錠設備がないものを含む。)、移動用施設(施錠設備がないものを含む。)

ロ 飼養等の許可の有効期間

### 三年間

#### ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間

輸入、譲受け、引受け、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。

#### ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法

個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

#### ホ 特定外来生物の取扱方法

特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であって、その間、複数の取扱者の立会いの下、外部への出入り口を閉め切った室内において実施する等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りではない。